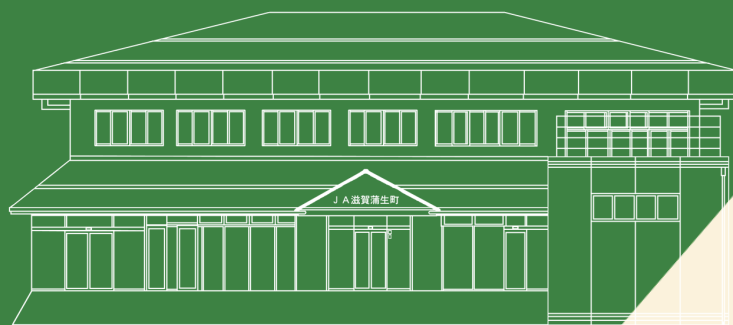




DISCLOSURE 2026

JA滋賀蒲生町の現況

はじめに

日頃、皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA 滋賀蒲生町は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた冊子を作成いたしました。

皆様が当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますと共に、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 滋賀蒲生町農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A 綱 領

— わたしたち JA のめざすもの —

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JA への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JA を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目 次

ごあいさつ	5
1. 経営理念	6
2. 経営方針	7
3. JAの組織の概要	10
4. 事業の概況（令和7年度）	13
5. 農業振興活動	15
6. 地域貢献情報	15
7. リスク管理の状況	15
8. 自己資本の状況	18
9. 主な事業の内容	19

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	24
2. 損益計算書	25
3. キャッシュ・フロー計算書	26
4. 注記表	28
5. 剰余金処分計算書	49
6. 部門別損益計算書（令和7年度）	51
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	52
8. 会計監査人の監査	52

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	53
2. 利益総括表	54
3. 資金運用収支の内訳	54
4. 受取・支払利息の増減額	54

III 事業の概況

1. 信用事業	55
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく 債権保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	

- (3) 内国為替取扱実績
- (4) 有価証券に関する指標
 - ① 種類別有価証券平均残高
 - ② 商品有価証券種類別平均残高
 - ③ 有価証券残存期間別残高
- (5) 有価証券等の時価情報等
 - ① 有価証券の時価情報
 - ② 金銭の信託の時価情報
 - ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

2. 共済取扱実績	61
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	63
(1) 買取購買品取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 利用事業取扱実績	
4. 指導事業	65

IV 経営諸指標

1. 利益率	66
2. 貯貸率・貯証率	66

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	67
2. 自己資本の充実度に関する事項	69
3. 信用リスクに関する事項	71
4. 信用リスク削減手法に関する事項	83
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	85
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	85
7. CVAリスクに関する事項	85
8. マーケット・リスクに関する事項	85
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	85
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	86
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	88
12. 金利リスクに関する事項	88

VI 役員等の報酬体系

1. 役員	89
2. 職員等	90
3. その他	90

ごあいさつ

組合員・利用者の皆様におかれましては、日頃より当組合の事業・活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たち農業協同組合は、地域農業を営む組合員によって組織された協同組合です。助け合いの精神のもと、組合員の営農と蒲生地区に暮らす皆様の生活を支えるため、さまざまな事業と活動を展開しております。

また、当組合は「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、農業に従事されていない地域の皆様にも准組合員としてご加入いただき、地域社会との共生を図ってまいりました。

令和7年度から令和9年度にかけては、第9次中期経営計画を策定し、以下の3点を基本目標として取り組んでおります。

- ① 地域農業継承への挑戦
- ② JAの協同活動を通じた仲間づくりと豊かなくらしの実現
- ③ JAの使命を果たすための経営基盤の確立

第9次中期経営計画の実現に向け、役職員が一丸となって取り組み、蒲生地区において「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、地域になくはならない存在であり続けることを目指します。

そして、緑豊かな田園風景が10年後、20年後も変わることなく受け継がれ、誰もが安心して農業を営むことができる地域の実現に向け、着実に取り組んでまいります。

本誌（ディスクロージャー〈情報公開〉誌）につきましては、当組合の事業実績や成果を「見える化」することで、当組合に対する理解を深めていただき、出資者（組合員）の皆様をはじめ、組合員以外の皆様にも安心して事業をご利用いただけるよう、毎年度の決算にあわせて作成しております。

なお、金融市場においては、長く続いた低金利環境から物価上昇に伴う金利上昇局面へ移行しており、当組合においても、資金の調達と運用のバランスを適切に管理するとともに、運用計画の充実およびリスク管理体制の強化を図り、今後も健全かつ慎重な資金運用に努めてまいります。

本誌は、財務状況や経営内容の公開を目的として作成しております。ホームページおよび本店にて自由にご覧いただけますので、本誌を通じて当組合へのご理解を一層深めていただければ幸いです。今後とも、皆様の変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

滋賀蒲生町農業協同組合

代表理事組合長 塩田 育弘

1. 経営理念

私たちは「誠心」「誠意」を信条に、時代を見据えた協同活動を展開し、着実に豊かな地域社会づくりをリードします。

JA の経営ビジョン

「誇りと信頼度No.1 を目指します。」

1. 礼儀正しく、親切・誠実・公平な態度で明るさを持って組合員対応をする。
2. 人間的な信頼関係を築き、組合員とのふれあいを深める。
3. 業務に精通し、迅速にして正確・丁寧な責任を持って業務を遂行する。
4. 「自己啓発計画」を樹立・実践し、職務に必要な知識・技能・態度の向上を図る。
5. 職場規律を守り、意志疎通と協調によって職場の活性化を図る。
6. 組合員の財産である組合の施設、機械器具、備品など大切に維持保管する。
7. 家族を含め心身の健康管理に努め、常に意欲を持って与えられた職務に取り組む。

JA 滋賀蒲生町

イメージキャラクター



2. 経営方針

JA 滋賀蒲生町の取り組み方針

日本の農業を取り巻く環境は、資材価格の高騰や異常気象の常態化、さらには担い手不足など、深刻な課題に直面しています。このような激動の時代にあって、JA 滋賀蒲生町には、「食」と「農」を通じて地域を支える存在として、これまで以上に重要な役割が求められています。

農業は、人々の暮らしに欠かすことのできない「命の源である食」を支える極めて重要な産業です。JA 滋賀蒲生町の豊かな大地と清らかな水に育まれた農産物は、蒲生地区の誇るべき財産であり、次世代へ受け継ぐべき貴重な地域資源です。

厳しい社会情勢が続く中にあっても、この大切な「食」の供給基盤を確かなものとし、生産者が誇りと希望を持って挑戦し続けられる「輝く農業」を実現することが、JA 滋賀蒲生町の使命です。本年度も、組合員の皆様との対話を大切にしながら、さらなる信頼関係の構築に努め、蒲生地区全体で食と農の未来を切り拓いてまいります。

DX への対応については、社会全体のデジタル化が急速に進展する中、当組合においても最新技術を積極的に活用し、組織の持続可能性を高めていくことが不可欠です。本計画における DX 推進は、単なるデジタルツールの導入にとどまらず、「組合員の利便性向上」と「内部業務の抜本的な効率化」を両立させ、農業の競争力を維持・強化することを目的としています。「対応はアナログ、処理はデジタル」を基本方針とし、職員と ICT を効果的に組み合わせることで業務の効率化を図るとともに、組合員との対話を大切にしながら、DX 基本構想の実現を着実に進めてまいります。

経営基盤の強化については、組合員へのサービスを将来にわたり安定して提供し続けるため、強固な自己資本の充実と収益構造の見直しが不可欠です。本計画では、「持続可能な経営体制の確立」を最優先課題と位置付け、効率的かつ健全な組織運営を推進します。

また、JA 事業・活動の原動力となる職員の育成については、中長期的な視点に立ち、職員のエンゲージメント向上と JA 経営の成長、さらには地域における存在価値の向上につなげてまいります。職員一人ひとりが「命の源である食」を支えるプロフェッショナルとして誇りと使命感を持ち、組合員の皆様に寄り添い、力強く支える存在となれるよう教育体制を充実させます。

人的資本経営の考え方のもと、職員一人ひとりの能力を JA の重要な資本として捉え、その能力を最大限に発揮できる人材育成を推進します。そして、地域に愛され、必要とされる JA として、地域農業の振興と食料生産を支え、人々の暮らしと地域社会を守り続けてまいります。

JA 滋賀蒲生町 自己改革実践にかかる3つの方針

当組合は、平成26年より、組合員との徹底した対話に基づき、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」「総合事業による地域の活性化とくらしの支援」「自己改革を支えるJA経営基盤の確立」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。この結果、平成29年度～平成30年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員の方々から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。今後も、地域になくてはならないJA、地域に必要とされるJAであり続けるため、組合員との徹底した接点活動と対話を通じ、成果について評価を把握し、JAの使命を達成するための事業改革を行います。

組合員農家の所得向上（安定）・農業生産の拡大の取り組みについて

農家組合員の所得向上（安定）・コスト低減につながる、次の取り組みについて、目標及び具体策を策定し、実践します。※多様な農業者を対象とした取り組み

- ア. 生産調整を米で実施する場合は輸出米を中心にした作付け推進
- イ. 複数年契約米の継続した取り組み
- ウ. 担当職員（営農指導員等）による多様な農業者への訪問活動を展開
- エ. 青壮年農業者や集落営農法人等との関係づくり強化
- オ. ドローンを活用した、反収向上に向けた実践

地域の活性化の取り組みについて

- 「地域の活性化」に向けて、次のことに取り組めます。
- ア. 「こころ」「からだ」「つながり」を軸とした組合員・地域住民の健康づくり
 - イ. インスタグラム・LINEを活用し情報の発信
 - ウ. 高齢者の集まる場の充実（ハッピーシニアのつどい）

JA経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の人口動向は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しております。同様に農業者も減少していますが、農地は大規模農家等の規模拡大により維持管理されています。

近年、青壮年農業者が多く就業し、多種多様な農産物の生産販売をおこなっています。販売品販売高は、7億円前後で推移している状況です。

刻々と変化する、様々な情勢に対応できるように、毎年度収支シミュレーションを行います。今後も一定水準の利益を確保しながら、地域に根差した必要とされる総合農協であり続けるため、中長期的な視野をもち、農協経営を行います。

自己改革を支えるJA経営基盤を確保するために、販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設活用を通じた費用削減等、経済事業の収支改善施策を継続して取り組むことで、健全で持続性のある経営を確立することが緊急の課題となっています。

組合員との対話・意思反映について

自己改革の実践にあたっては、担当職員（営農指導員等）による農業者への訪問活動や農談会などを通じた「組合員との対話」により改革の評価を把握し、地域に根差し地域になくてはならない、JAを目指して日常の正組合員の声を組合事業全般に生かします。正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える、准組合員に関しては、年金友の会や共済優友会等の役員に就いていただくことによって、准組合員の意見を事業に反映させることで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現いたします。また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農家組合員の所得向上（安定）」につながるよう取り組みます。

第9次中期経営計画の取り組み

主題

「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力」

～JA の使命を達成するための事業改革～

基本目標

① 地域農業継承への挑戦

【地域農業戦略】

② JA の協同活動を通じた仲間づくりと豊かなくらしの実現

【地域くらし・組織基盤戦略】

③ JA の使命を果たすための経営基盤の確立

【経営基盤戦略】

上記3つの戦略に関与する2つの対策

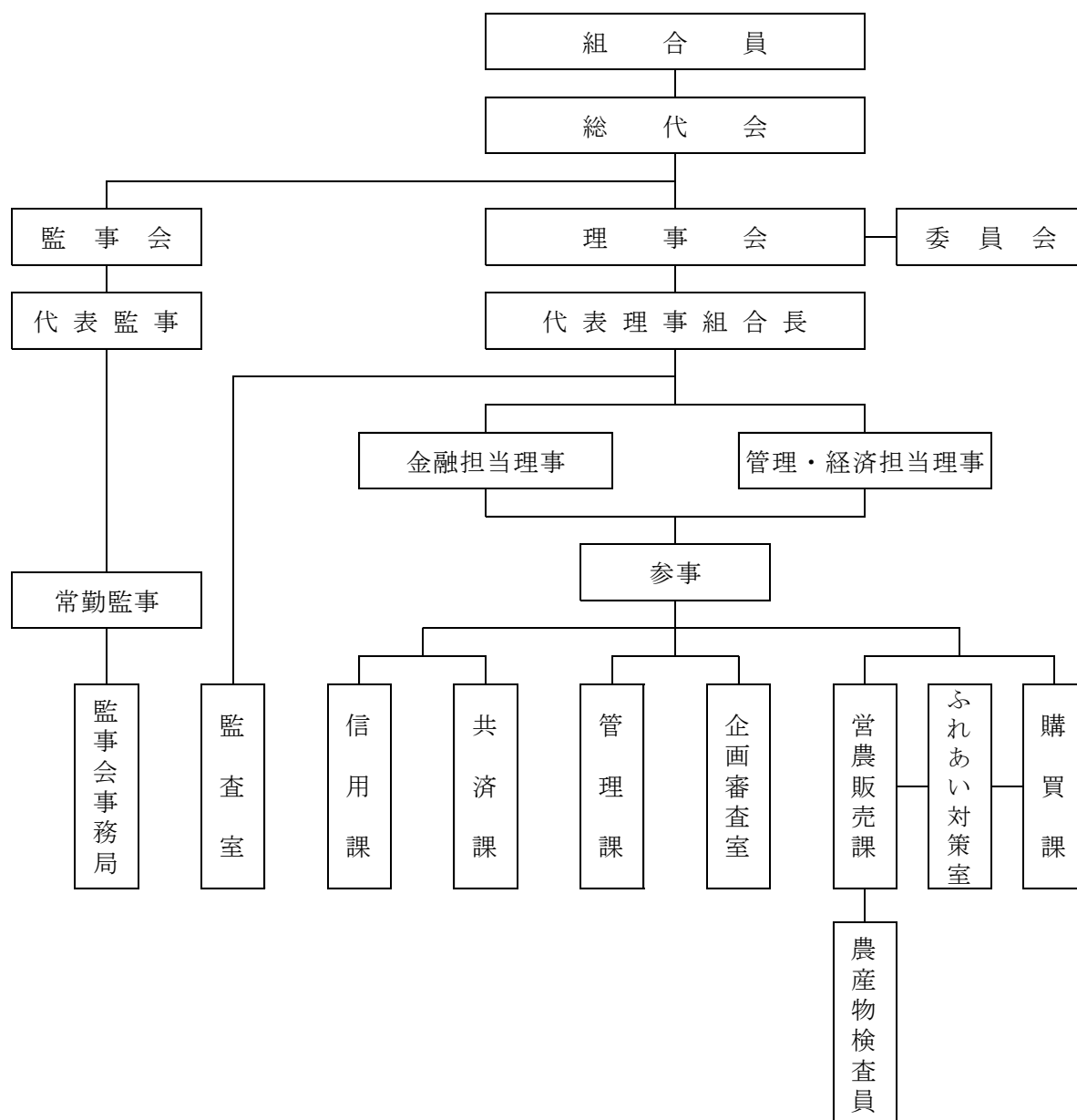
- ・各戦略を実現するためのツールとしてのDX対策
- ・農業・JAグループへの理解を深めるための「広報対策」

3. JAの組織の概要

(1) JAのプロフィール

◇正 式 名 称	滋賀蒲生町農業協同組合	◇組合員数	2,716 人
◇設 立	昭和41年2月	◇役員数	16 人
◇本店所在地	東近江市市子殿町	◇職員数	45 人
◇出 資 金	5.3 億円	◇施設拠点数	1 施設
◇総 資 産	395 億円	◇単体自己資本比率	20.77%

(2) 機構図（令和8年3月31日現在）



(3) 役員構成（役員一覧）

(令和8年3月31日現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	谷 口 信 樹	理 事	西 村 洋 子
筆 頭 理 事	野 村 秀 平	理 事	曾 我 和 美
理 事	森 田 博	理 事	山 中 利 次
理 事	西 村 喜 雄	常 勤 理 事	塩 田 育 弘
理 事	連 藤 美 佐 子	常 勤 理 事	徳 田 敏 宏
理 事	日 永 俊 之	代 表 監 事	安 田 清 明
理 事	中 本 嘉 津 由	監 事	西 塚 正 文
理 事	高 木 幹 雄	常 勤 監 事	田 村 彰

(4) 会計監査人の名称

当組合の会計監査法人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 今井 康好氏であります。

(5) 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正組合員	748	745	△ 3
個 人	722	719	△3
法 人	26	26	0
准組合員	1,839	1,971	132
個 人	1,821	1,953	132
法 人	18	18	0
合 計	2,587	2,716	129

(6) 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構成員数
蒲生町活活楽楽篤農クラブ（担い手部会）	73
旬菜館さくら出荷協議会（産直部会）	132
蒲生あかねいちじく生産出荷組合	5
年金受給者友の会	1,885
JA 滋賀蒲生町共済優友会	485
カルチャースクール（参加人数）	52
集落営農法人連絡協議会	44

(注) 当 JA の組合員組織を記載しています。

(7) 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

(8) 地区一覧

東近江市

鋳物師町 蒲生岡本町 上麻生町 下麻生町 蒲生大森町 大塚町 田井町 鈴町
蒲生堂町 宮川町 外原町 宮井町 葛巻町 横山町 合戸町 上南町 市子沖町
市子殿町 市子松井町 市子川原町 平林町 石塔町 綺田町 蒲生寺町
桜川東町 桜川西町 川合町 木村町 稲垂町

(9) 店舗等のご案内

(令和7年6月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM（現金自動化機器） 設置・稼働状況
本店	東近江市市子殿町 240 番地	0748-55-1171	2 台

4. 事業の概況（令和7年度）

当該事業年度の国内農業・食料情勢は、地政学リスクの高まりや気候変動、資材価格の高騰など、複合的な課題に直面しました。

特に、令和7年産米については、価格高騰を背景に、早期に概算金および取引条件を提示する必要があると判断し、全農や取引先と粘り強い交渉を進めてまいりました。その結果、加算金・奨励金を含めた概算金は、JA設立以来、最も高い価格設定となりました。

また、農家組合員の結集により、令和7年産主食用米の集荷につきましては、前年対比2割増となる69,117袋をご出荷いただきました。

金融情勢においては、日本銀行が長年続けてきた金融緩和政策から物価安定を目指した金融引き締めへの転換を図り、政策金利が引き上げられました。今後、短期的には更なる利上げが見込まれるとともに、政府による積極財政を背景とした大規模な総合経済対策に伴う国債増発、財政リスクへの懸念から長期国債利回りの上昇が続いており、経済活動への影響が懸念される状況となっています。

こうした金利上昇局面の中、当JAの国債・地方債等の有価証券についても、当面の間、評価損の状態が続くものと予測しております。当該年度末の単体自己資本比率は20.77%、またΔEVE比率（※1）は10.4%と、長期金利リスク等に対して健全な水準を維持しておりますが、金利リスクに関する適切な情報開示を行う必要があり、リスクとリターンのバランスを踏まえた運用へのご理解をいただくため、目的積立金である「有価証券価格変動積立金」を取り崩し、有価証券の減損処理（※2）を実施することといたしました。

なお、今回の減損処理により赤字決算となりますが、中長期的には、減損処理を行った有価証券の簿価回復に伴い、有価証券評価額に対してプラスに寄与するものと見込んでおります。

むすびに、令和8年2月、JA滋賀蒲生町は創立60周年を迎えることができました。

この間、組合員・利用者の皆様と役職員が力を合わせ、様々な課題に取り組んでまいりましたことに、改めて深く感謝申し上げます。近年は、気候変動や世界情勢の変化など、不確実性の高い時代が続いておりますが、時代の変化に迅速に対応し、今後も安定した事業運営に努めてまいりますので、引き続き事業利用と運営参画を賜りますようお願い申し上げます。

また、令和7年度からスタートした第9次中期経営計画に基づき、地域農業の継承を含む持続可能な農業の実現と農業所得の向上（安定）、豊かで暮らしやすい地域社会の実現、さらには協同組合としての使命発揮に向けた取り組みにつきましては、以下の事業別報告のとおりです。

※1 ΔEVE比率とは、銀行等の長期金利変動に対する耐性を定量的に示す重要な指標であり、Tier1資本（自己資本のうち、最も安定性の高い資本）との比率によって評価されます。投資家や規制当局は、この比率を用いて、金融機関のリスク管理状況や資本の健全性を判断します。

※2 有価証券の減損処理とは、保有する有価証券の価値が取得原価に比べて著しく下落し、かつ回復の見込みがない場合に実施する会計処理です。この処理により、財務諸表に経済的実態を適切に反映させ、資産の過大評価を防止します。

財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区分	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (当期)
財 務	事 業 利 益	53,730	34,224	19,627	△ 94,074
	経 常 利 益	65,365	56,121	47,324	△ 67,129
	当 期 剰 余 金	60,701	36,194	31,144	△ 92,186
	総 資 産	43,008,905	42,259,624	41,246,211	39,580,850
	純 資 産	2,267,181	2,197,882	1,993,609	1,754,916
信用事業	貯 金	40,217,489	39,503,630	38,600,147	37,237,285
	預 金	33,721,382	33,138,023	31,552,935	29,711,037
	貸 出 金	4,104,817	4,200,192	4,859,690	4,739,530
	有 価 証 券	2,886,890	2,684,239	2,566,674	2,389,628
	(国 債)	927,690	881,040	894,310	983,810
	(地 方 債)	1,103,830	880,610	823,230	630,120
	(政府保証債)	305,540	292,700	266,130	238,520
	(特別法人債)	177,280	271,139	255,024	238,608
	(公 社 債)	372,550	358,750	327,980	298,570
共済事業	長期共済保有高	65,183,879	63,496,557	61,766,461	59,077,391
	短期共済新契約掛金	177,722	179,995	180,395	190,653
購買事業	購買品供給・取扱高	517,039	500,686	543,293	544,131
販売事業	販売品販売・取扱高	746,175	795,418	852,255	1,086,139

※購買品供給高及び販売品供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動を実施し、安全・安心の JA 米の確立と農家へのポジティブリスト制度へ対応と啓発に努めております。

◇多様な農業者との関係づくり強化

従来の農家へのサービスの充実に努めるほか、新たな政策に対応して、専任の担い手担当を配置し、複数年契約米の継続した取り組みや水田フル活用の推進などに取り組み、地域農業の振興、農村の価値観を共有する「農業振興の仲間づくり」を進めます。

◇直売所(旬菜館さくら)、地産地消・国消国産・食育の取り組み

旬菜館さくらにて新鮮野菜を地元の消費者や学校給食に供給しております。蒲生地区特産の錦大豆と地元産米を使用した手作り味噌など地元消費者に供給しております。
また、地元小学校等での体験水田の支援などの活動をしております。

◇農業関連融資の状況

農業関係への令和8年3月末融資残高は47億円となっております。

6. 地域貢献情報

◇社会貢献活動(社会的責任)

- 環境問題への取り組み状況
地域清掃のエコフォスターの実施(毎月)、環境に配慮した環境こだわり農産物の支援及び廃棄プラスチック・農薬の回収等を行っています。
- 各種募金活動・公益団体等への寄付

◇地域貢献情報

- 地域からの資金調達の状況
組合員や地域の方からお預かりしております貯金は令和8年3月末で37,237,285千円です。
- 地域への資金供給の状況
組合員や地域の方および管内の地方公共団体等に融資しております貸出金は、令和8年3月末で4,739,530千円です。
- 文化的・社会的貢献に関する事項(地域との繋がり)など
カルチャー教室、健康診断の実施及び地元イベントへの参加等を実施しています。

7. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

[リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆様に安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「緊急時対応マニュアル」（又は「不測時対応計画」）等を策定しています。

◇法令等遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆様からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長（理事長）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「組合員相談室」を設置しています。

◇マネー・ローンダリング等対策および反社会的勢力等への対応

〔基本方針〕

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策の重要性はこれまでになく高まっています。

当 JA では、金融機関としての信頼性を確保するため、そして、顧客の大切な財産を金融犯罪から守るため、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

〔管理態勢〕

当 JA は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当 JA の特性に応じた態勢を整備しています。

加えて、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、先行きを見据えたギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を行っています。

また、実効的なマネー・ローンダリング等を防止するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評

価し、リスクに見合った低減措置を講じています。

◇金融 ADR 制度への対応

①苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口【電話：0748-55-1171（月～金 8時30分～17時）】

②紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）

京都弁護士会（電話：075-231-2378）

①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び単年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は20.77%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額 534,987 千円（前年度 524,341 千円）

当 JA は「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の皆様はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金など

項目	しくみと特色	期間	お預入れ金額
普通貯金	出し入れ自由としてご利用いただけます。また公共料金自動支払等各種サービスもご利用いただけます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
期日指定定期貯金	1年ごとの複利計算で高利回り1年据置き後は一部払戻しも可能です。	満期日が自由に指定でき最長3年（1年経過後解約自由但し1カ月前に解約予告が必要）	1千円以上 (300万円未満)
自由金利型定期貯金 (スーパー定期)	スーパー定期は1千円からご利用いただける自由金利の定期貯金です。金利は原則毎週月曜日に変更しますが、市場情勢により週半ばに変更を行うこともあります。お預入期間中はお預入の金利をそのまま適用します。総合口座もご利用いただけます。	満期指定方式 1カ月超5年未満 定型方式1か月～5年	1千円以上
変動金利型定期貯金	大口資金適した高利回りの貯金です。金利は、お預入時点の金利情勢により個別に決めさせていただきます。	満期日指定方式 1カ月超3年未満 定型方式1年、2年、3年	1千円以上
定期積金	毎月・2カ月・3カ月毎に少しずつかけてまとまった資金財産作りができる。ボーナス併用もOKです。	6か月～5年まで月単位	1千円以上 1円単位

◇貸出金業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種 類	内 容
住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、土地の購入、借換など、ご本人およびご家族が居住される住宅の取得資金等にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築、改装、補修や住宅関連設備等の設置、借換にご利用いただけます。
アグリマイティ資金	地域農業および農村地域の発展に資する事業に必要な資金にご利用いただけます。
自動車ローン	マイカー（新車、中古車）のご購入や車検、修理などに必要な資金のお支払いにご利用いただけます。
教育ローン	教育施設に就学予定または就学中のお子さまの学費および教育費などに幅広くご利用いただけます。

◇為替業務

全国の JA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立安全・確実・迅速にできます。

◇国債窓口販売業務

国債(利付・割引国庫債券)の窓口販売をしております。

◇サービス・その他

当 JA では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込みサービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどを取扱いしております。また、全国の JA での貯金のおし入れや銀行、信用金庫などでも現金引出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めております。

[共済事業]

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の「ひと・いえ・くるま」を相互扶助によりトータルに保障しています。個人の日常生活を送るうえで必要とされる様々な保障・ニーズにお応えできます。

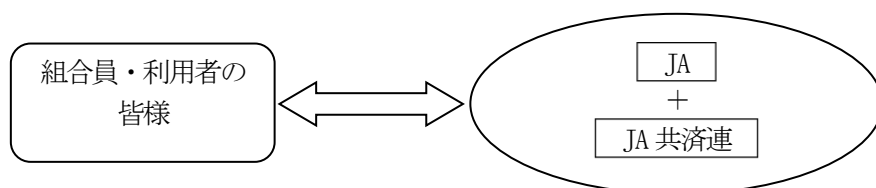
当 JA の共済事業では生命共済、建物更生共済、年金共済など一つの窓口で扱っており、きめ細かで総合的な保障の提供に努めております。

※ご注意 民間では保険といわれていますが JA では「共済」と呼んでいます。

共済種類	内容
終身共済	終身にわたって被共済者のかたの死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態等を保障する共済です。(注1)
一時払終身共済	
養老生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態等を一定期間保障し、満期時には満期共済金を支払う共済です。(注2)
一時払養老生命共済	
こども共済	教育資金や満期共済金を支払うとともに、被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する共済です。(注3)
定期生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を一定期間保障する共済です。
がん共済	終身にわたって被共済者の悪性新生物・脳腫瘍を総合的に保障する共済です。
年金共済	毎年(毎月)の掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。
医療共済	被共済者の入院・手術・放射線治療を保障する共済です。(入院見舞保障や先進医療保障の付加も選択できます。)
認知症共済	認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。
介護共済	終身にわたって被共済者が公的介護保険制度における要介護2以上に認定された場合や、所定の重度要介護状態を保障する共済です。(注4)
一時払介護共済	
建物更生共済	火災、地震、自然災害による建物の損害に対して保障する共済です。
自動車共済	自動車事故の様々なリスクに備えるための共済です。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を死亡させたり負傷させたりしたために、自動車の保有者または運転者が損害賠償責任を負った場合の損害(対人賠償)を保障する共済です。

◇JA 共済の仕組み

JA 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、JA と JA 共済が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



JA : JA 共済の窓口です。

JA 共済連 : JA 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

(注1) 一時払終身共済は死亡のみ保障します。

(注2) 一時払養老生命共済は死亡のみ保障し、満期時には満期共済金を支払います。

(注3) 養育年金特則を付加した場合、共済契約者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。

(注4) 一時払介護共済は被共済者の死亡時に給付金をお支払いします。

[購買事業]

当 JA では組合員の皆様に肥料・農薬を中心に生産資材商品の提供を行うと共に、燃料や LP ガスといった生活に関わる商品や、安全安心なお米など食料品の提供にも努めています。

また、葬祭事業ではホール葬、自宅葬共に顧客の負担を軽減し、ニーズに合わせた安心プランを提供しています。

[営農指導・生活指導事業]

① 営農指導

地域における米づくりの中心である担い手に、営農、経営、政策面での諸課題を解決して「売れる、米、麦、大豆」を目指した営農指導に取り組みます。

営農のために水稻栽培指導や農家の経営指導等を行いながら、生産組織部会の支援、小麦・大豆・野菜・果樹の指導も努めています。また、食農プランの実践を図っています。

②生活指導

女性が集える場所を提供し積極的に参画しやすい、生花教室、パッチワーク教室・ヨガ教室等のカルチャースクールの開講を行っています。

[販売事業]

農家で生産されたお米を当 JA は委託を受け消費者をはじめ卸の方に出荷販売しております。均質でおいしい味のお米を食べて頂くために生産・出荷に心がけております。皆様にきっと喜んで頂けるものと思っております。

売れる蒲生米・消費者が求める蒲生米に向けて安全・安心対策はもとより、ニーズに即応した品質の向上を目指し、喜ばれる蒲生米の安定供給を通じて、消費者とより一層の信頼の構築に向けた取り組みを行います。

[倉庫事業]

当 JA は倉庫事業を営んでおりますが寄与されています農産物のみを取り扱っており、その保管・入出庫業務を展開しております。

[利用事業]

農家組合員に次の5つの利用事業を行っております。

1. カントリー事業

大規模穀類乾燥調製貯蔵施設（お米の乾燥施設です）

麦乾燥調製施設（小麦の乾燥施設です）

2. 育苗センター事業

水稻育苗管理施設（お米の苗を作り農家とオペレーターとの連絡調整を行います）

3. 農作業受委託事業

大豆用機械の貸し出し及び委託農家とオペレーターとの連絡調整を行います。

4. 葬祭事業

組合員の負担を軽減し、安心してご利用して頂く葬祭ホール（JA ホールがもう）を完備しております。また、自宅葬の祭壇もご用意しております。

5. 直売所事業

新鮮で安心・安全な野菜・花卉・果物を販売しています。

[加工事業]

みそ加工施設を設置運営し、地元特産の「錦大豆」を使用した、安全・安心な「佐久良川みそ」を地域・学校給食等に提供しています。

【その他事業】

農地の貸し借りについては、当組合の事業である農地集積円滑化事業から国の事業である農地中間管理機構へスムーズに移行できるように取り組みました。

（２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

①「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

②「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和 7 年 3 月末における残高は 1,653 億円となっています。

② 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システム[JASTEM システム]の利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

④貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和 8 年 3 月末現在で 4,912 億円となっています。

経 営 資 料

I 決算の状況

1. 貸借対照表

令和6年度			令和7年度		
令和7年3月31日現在			令和8年3月31日現在		
(資産の部)			(負債の部)		
科 目	金 額	金 額	科 目	金 額	金 額
1. 信用事業資産	39,097,671	37,003,540	1. 信用事業負債	38,748,449	37,309,301
(1) 現金	80,416	82,777	(1) 貯金	38,600,147	37,237,285
(2) 預金	31,552,935	29,711,037	(2) 借入金	979	308
①系統預金	(31,552,935)	(29,711,037)	(3) その他の信用事業負債	147,323	71,709
②系統外預金	()	(1)	①未払費用	15,455	46,936
(3) 有価証券	2,566,674	(2,389,628)	②その他の負債	131,867	24,773
①国債	(894,310)	983,810	2. 共済事業負債	179,547	143,632
②地方債	(823,230)	(630,120)	(1) 共済資金	113,277	77,323
③政府保証債	(266,130)	(238,520)	(2) 未経過共済付加収入	65,297	65,029
④特別法人債	(255,024)	(238,608)	(3) 共済未払費用	192	127
⑤公社債	(327,980)	(298,570)	(4) その他の共済事業負債	780	1,152
(4) 貸出金	4,859,690	(4,739,530)	3. 経済事業負債	100,961	130,114
(5) その他の信用事業資産	41,053	82,515	(1) 経済事業未払金	67,019	97,789
①未収収益	(30,648)	71,034	(2) 経済受託債務	11,933	11,852
②その他の資産	(10,405)	(11,482)	(3) その他の経済事業負債	22,009	20,473
(6) 貸倒引当金	△ 3,097	△ 1,948	4. 雑負債	55,841	62,216
2. 共済事業資産	635	978	(1) 未払法人税等	10,550	27,500
(1) その他の共済事業資産	635	978	(2) その他の負債	45,291	34,716
3. 経済事業資産	561,189	1,022,388	5. 諸引当金	167,806	180,671
(1) 経済事業未収金	148,267	151,532	(1) 賞与引当金	15,979	15,927
(2) 経済受託債権	346,786	790,962	(2) 退職給付引当金	113,614	128,990
(3) 棚卸資産	56,756	69,999	(3) 役員退職慰労引当金	7,934	9,974
①購入品	(49,248)	(61,484)	(4) 特例業務負担引当金	30,279	25,780
②その他の棚卸資産	(7,508)	(8,515)	負債の部合計	39,252,603	37,825,934
(4) その他の経済事業資産	16,391	15,758	(純資産の部)		
(5) 貸倒引当金	△ 7,009	△ 5,864	科 目	金 額	金 額
4. 雑資産	35,007	29,543	1. 組合員資本	2,423,394	2,333,343
(1) 雑資産	35,007	29,543	(1) 出資金	525,714	534,987
5. 固定資産	570,988	538,692	(2) 資本準備金	332	332
(1) 有形固定資産	570,988	538,692	(3) 利益剰余金	1,899,779	1,799,574
①建物	(1,199,395)	(1,202,899)	①利益準備金	803,000	820,000
②機械装置	(625,750)	(624,243)	②その他利益剰余金	1,096,779	979,574
③土地	(206,148)	(205,841)	特別積立金	452,000	452,000
④その他の有形固定資産	(336,967)	(338,256)	施設改修等積立金	191,273	251,000
⑤減価償却累計額	(△1,797,272)	(△1,832,547)	有価証券価格変動積立金	99,000	-
(2) 無形固定資産	-	-	固定資産減損積立金	59,755	59,694
6. 外部出資	967,632	967,632	組織再編繰越積立金	80,000	80,000
(1) 外部出資	967,632	936,493	次期情報システム更改等積立金	13,000	20,000
①系統出資	(936,562)	(21,370)	当期末処分剰余金	201,752	116,880
②系統外出資	(21,370)	(9,700)	(うち当期剰余金)	36,194	△ 92,186
③子会社出資	(9,700)	(18,147)	(4) 処分未済持分	-2,431	△ 1,550
7. 繰延税金資産	13,089		2. 評価・換算差額等	△ 225,513	△ 578,427
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 225,513	△ 578,427
			純資産の部合計	2,197,882	1,754,916
資産の部合計	41,246,211	39,580,850	負債及び純資産の部合計	42,259,624	39,580,850

2. 損益計算書

科 目	令和6年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	令和7年度 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日	科 目	令和6年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	令和7年度 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
			(9)保管事業収益	11,851	10,116
1. 事業総利益	506,973	415,353	(10)保管事業費用	4,655	5,207
事業収益	1,084,949	1,176,430	保管事業総利益	7,196	4,909
事業費用	577,976	761,077	(11)加工事業収益	3,125	3,906
(1)信用事業収益	244,926	310,026	(12)加工事業費用	2,382	2,746
資金運用収益	222,112	289,760	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
(うち預金利息)	(133,841)	(189,160)	加工事業総利益	742	1,160
(うち有価証券利息)	(20,981)	(23,016)	(13)利用事業収益	135,292	151,388
(うち貸出金利息)	(42,397)	(50,757)	(14)利用事業費用	74,892	75,713
(うちその他受入利息)	(24,894)	(26,827)	(うち貸倒引当金繰入額)	-(500)	(0)
役務取引等収益	6,536	6,675	利用事業総利益	60,399	75,675
その他事業直接収益		1,729	(15)その他事業収益	4,454	4,080
その他経常収益	16,278	11,863	(16)その他事業費用	4,043	3,696
(2)信用事業費用	47,407	222,305	その他事業総利益	412	384
資金調達費用	21,630	67,215	(17)指導事業収入	3,711	4,592
(うち貯金利息)	(21,155)	(66,547)	(18)指導事業支出	12,050	13,221
(うち給付補填備金繰入)	(61)	(33)	指導事業収支差額	△ 8,339	△ 8,629
(うち借入金利息)	(52)	(16)	2. 事業管理費	487,346	509,427
(うちその他支払利息)	(361)	(619)	(1)人件費	345,242	366,160
役務取引等費用	4,266	4,204	(2)業務費	56,734	58,029
その他経常費用	21,511	136,416	(3)諸税負担金	15,341	15,577
(うち貸倒引当金戻入益)		(14,470)	(4)施設費	68,194	67,702
(うち貸倒引当金繰入額)	(168)	(△1,149)	(5)その他事業管理費	1,836	1,959
信用事業総利益	197,519	87,722	事業利益	19,627	△ 94,074
(3)共済事業収益	133,361	136,084	3. 事業外収益	31,959	31,033
共済付加収入	124,495	126,573	(1)受取出資配当金	12,995	11,947
その他の収益	8,865	9,510	(2)賃貸料	16,578	16,485
(4)共済事業費用	9,688	6,429	(3)雑収入	2,387	2,601
共済推進費	5,092	5,475	4. 事業外費用	4,262	4,088
その他の費用	4,596	953	(1)寄付金	3,043	3,040
共済事業総利益	123,673	129,655	(2)雑損失	1,219	1,048
(5)購買事業収益	504,564	505,071	経常利益	47,324	△ 67,129
購買品供給高	485,016	485,340	1. 特別利益	2,200	103
購買手数料	3,787	3,494	(1)固定資産処分益		103
その他の収益	15,761	16,237	(2)一般補助金	2,200	
(6)購買事業費用	415,410	416,513	2. 特別損失	2,570	306
購買品供給原価	398,211	404,859	(1)固定資産処分損	64	
購買品供給費	1,021	983	(2)固定資産圧縮損	2,200	
その他の費用	16,178	10,670	(3)減損損失	306	306
(うち貸倒引当金繰入額)			税引前当期利益	46,954	△ 67,332
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2,835)	(△1,147)	法人税・住民税及び事業税	13,052	29,912
購買事業総利益	89,154	88,558	法人税等調整額	2,758	△ 5,058
(7)販売事業収益	49,907	57,562	法人税等合計	15,810	24,854
販売品販売高	6,374	15,007	当期剰余金	31,144	△ 92,186
販売手数料	34,334	31,531	当期首繰越剰余金	105,883	109,761
その他の収益	9,200	11,024	施設改修等積立金		
(8)販売事業費用	13,689	21,643	固定資産減損積立金	306	
販売品販売受入高	5,484	13,189	農業経営支援積立金		
その他の費用	8,205	8,455	次期情報システム更改等積立金	7,000	
(うち貸倒引当金繰入額)	()	3	固定資産減損積立金取崩		306
(うち貸倒引当金戻入益)			有価証券価格変動積立金取崩		99,000
販売事業総利益	36,219	35,919	当期末処分剰余金	137,333	116,880

3. キャッシュ・フロー計算書

令和7年度

令和7年4月1日～令和8年3月31日

キャッシュ・フロー計算書

(間接法により表示する場合)

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	△67,332
減価償却費	38,344
固定資産圧縮損	0
減損損失	306
外部出資償却	0
長期前払費用償却	5,487
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2,294
賞与引当金の増減額（△は減少）	△51
退職給付引当金の増減額（△は減少）	15,376
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	2,040
特例業務負担引当金の増減額（△は減少）	△4,498
その他引当金の増減額（△は減少）	0
信用事業資金運用収益	△262,933
信用事業資金調達費用	39,947
共済貸付金利息	0
共済借入金利息	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△11,947
支払雑利息	0
有価証券関係損益（△は益）	136,687
固定資産売却損益（△は益）	△102
固定資産除去損	0
外部出資関係損益（△は益）	0
補助金受贈益	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	
貸出金の純増（△）減	120,159
預金の純増（△）減	1,625,000
貯金の純増減（△）	△1,362,862
信用事業借入金の純増減（△）	△670
その他の信用事業資産の純増（△）減	△1,076
その他の信用事業負債の純増減（△）	△75,614
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	
共済貸付金の純増（△）減	0
共済借入金の純増減（△）	0
共済資金の純増減（△）	△35,953
未経過共済付加収入の純増減（△）	△268
その他の共済事業資産の純増（△）減	△342
その他の共済事業負債の純増減（△）	372
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△3,265
経済受託債権の純増（△）減	△444,176
棚卸資産の純増（△）減	△13,243
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	30,770
経済受託債務の純増減（△）	△80
その他の経済事業資産の純増（△）減	632
その他の経済事業負債の純増減（△）	△1,536
(その他の資産及び負債の増減)	
その他の資産の純増（△）減	△22
その他の負債の純増減（△）	△5,808
未払消費税等の増減額（△は減少）	△4,766
信用事業資金運用による収入	222,547
信用事業資金調達による支出	△39,947
共済貸付金利息による収入	0
共済借入金利息による支出	△65
事業分量配当金の支払額	△15,041
小 計	△116,231
雑利息及び出資配当金の受取額	11,947
雑利息の支払額	0
法人税等の支払額	△12,989
事業活動によるキャッシュ・フロー	△117,273

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△195,383
	有価証券の売却による収入	99,981
	有価証券の償還による収入	0
	金銭の信託の増加による支出	0
	金銭の信託の減少による収入	0
	補助金の受入れによる収入	0
	固定資産の取得による支出	△6,355
	固定資産の売却による収入	102
	外部出資による支出	0
	外部出資の売却等による収入	68
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△101,585
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	設備借入れによる収入	0
	設備借入金の返済による支出	0
	出資の増額による収入	25,302
	出資の払戻しによる支出	△14,656
	持分の取得による支出	△1,550
	持分の譲渡による収入	423
	出資配当金の支払額	△5,224
	財務活動によるキャッシュ・フロー	4,294
4	現金及び現金同等物に係る換算差額	0
5	現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△214,565
6	現金及び現金同等物の期首残高	303,351
7	現金及び現金同等物の期末残高	88,786

注記

（１）現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

（２）現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位：千円）

現金及び預金勘定	29,793,814
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△29,705,000
現金及び現金同等物	88,814

4. 注記表

令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (ア) 満期保有目的の債権・・・償却原価法（定額法）
- (イ) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (ウ) その他有価証券
 - ・時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (ア) 購買品・・・総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- (イ) その他の棚卸資産（原材料、仕掛品）・・・個別法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額

及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,500千円です。

(イ) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(ウ) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(エ) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(オ) 特例業務負担引当金

特例業務負担引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(イ) 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷し、取引先又は消費者等に販売する事業であり、当組合は取引先又は消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先又は消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ウ) 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

(エ) 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(オ) 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対

象外消費税は繰延消費税として雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(ア) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(イ) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

(ア) 当期の計算書類等に計上した繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)の金額

13,089 千円

(イ) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

(ア) 当期の計算書類等に計上した減損損失の金額 306 千円

(イ) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した次年度計画を基礎として算出しており、次年度計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計

算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は474,821千円で、その内訳は次のとおりです。

建 物	187,716 千円
構築物	54,857 千円
機械装置	220,348 千円 (うち当期圧縮記帳分 2,200 千円)
器具及び備品	11,900 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 2,520,000 千円を為替決済、指定金融機関等の事務取扱に係る担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ・子会社に対する金銭債権の総額は、48,237 千円です。
- ・子会社に対する金銭債務の総額は、83,347 千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

開示対象となる金銭債権・債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は73千円、危険債権額ははありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は73千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

(ア) 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高	79,465 千円
うち事業取引以外の取引高	480 千円
合 計	79,945 千円

(イ) 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高	6,292 千円
うち事業取引以外の取引高	3,425 千円
合 計	9,717 千円

(2) 減損に関する注記

(ア) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、業務用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。また、遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。

なお、本店及び農業関連施設等については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産のため、共用資産と認識しています。

当年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	場所	用途	減損損失	
				うち土地
遊休資産	長峰土地 (東近江市宮川町)	遊休	306	306

(イ) 減損損失を認識するに至った経緯

長峰土地の遊休資産は、帳簿価額が回収可能額を下回ったため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。

(ウ) 回収可能額の算定方法

長峰土地の回収可能額は、「正味売却価額」を採用しており、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(ア) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

(イ) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。ま

た、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(ウ) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し企画審査室との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM 等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.25% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 66,162 千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(エ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(ア) 金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず、(ウ)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	31,552,935	31,494,400	△58,536
有価証券	2,566,674	2,525,930	△40,744
満期保有目的有価証券	199,964	159,220	△40,744
其他有価証券	2,366,710	2,366,710	-
貸出金	4,859,690		
貸倒引当金 (注)	△ 3,097		
貸倒引当金控除後	4,856,592	4,820,667	△35,925
資産計	38,976,202	38,840,997	△135,205
貯 金	38,600,147	38,502,985	△97,162
負債計	38,600,147	38,502,985	△97,162

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

なお、時価を把握することが困難な場合は、上記の表から除いています。

(イ) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利 (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券の国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(ウ) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(ア)の金融商品の時価情報に含まれていません。

貸借対照表計上額 外部出資 967,632 千円

(エ) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	31,552,935	-	-	-	-	-
貸出金 (注)	485,300	381,006	384,770	367,829	338,737	2,902,047
有価証券	-	-	-	100,000	-	2,899,964
満期保有目的有価証券	-	-	-	-	-	199,964
その他有価証券	-	-	-	100,000	-	2,700,000
合 計	32,038,235	381,006	384,770	467,829	338,737	5,802,011

(注) 貸出金のうち、当座貸越 28,820 千円については「1年以内」に含めています。

(オ) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (注)	35,069,312	1,400,375	2,059,735	19,866	50,858	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(3) 有価証券に関する注記

(ア) 有価証券の時価及び評価差額に関する注記

① 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	債 券	199,964	159,220	△ 40,744
	地方債	100,000	65,460	△ 34,540
	特別法人債	99,964	93,760	△ 6,204
合 計		199,964	159,220	△ 40,744

② その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	債 券	100,830	99,996	834
	地方債	100,830	99,996	834
	小 計	100,830	99,996	834
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	債 券	2,265,880	2,709,382	△ 443,503
	国 債	894,310	1,096,335	△ 202,025
	地方債	622,400	699,484	△ 77,084

貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	政府保証債	266,130	317,790	△ 51,660
	特別法人債	155,060	200,000	△ 44,940
	公社債	327,980	395,773	△ 67,793
	小 計	2,265,880	2,709,382	△ 443,503
合 計		2,366,710	2,809,378	△ 442,668

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国農業協同組合役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	103,603
退職給付費用	26,790
退職給付の支払額	△6,034
確定給付年金制度への拠出金	<u>△10,745</u>
期末における退職給付引当金	113,614

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	348,023
年金資産	<u>△234,409</u>
未積立退職給付債務	<u>113,614</u>
退職給付引当金	113,614

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で算定した退職給付費用	26,790
----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,870 千円を含めて計上しています。なお、当組合が、翌年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は 30,279 千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
賞与引当金	4,410
退職給付引当金	32,128
役員退職慰労引当金	2,245
未払費用	686
特例業務負担金	8,539
固定資産減損損失	9,885
未払事業税	787
債権償却	425
その他有価証券評価差額（評価損）	125,275
その他	<u>368</u>
繰延税金資産小計	184,748
評価性引当金	<u>△171,659</u>
繰延税金資産合計	13,089

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.8
事業の利用分量による配当	△ 8.8
住民税均等割等	1.2
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 0.3
評価性引当額の増減	11.3
その他	△ 1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.7

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から28.3%となります。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は120千円増加し、法人税等調整額は120千円減少しております。

8. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和7年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (ア) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (イ) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (ウ) その他有価証券
 - ・時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (ア) 購買品・・・総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- (イ) その他の棚卸資産（原材料、仕掛品）・・・個別法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,500千円です。

(イ) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(ウ) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(エ) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(オ) 特例業務負担引当金

特例業務負担引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(イ) 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷し、取引先又は消費者等に販売する事業であり、当組合は取引先又は消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先又は消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ウ) 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

(エ) 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(オ) 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は繰延消費税として雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(ア) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(イ) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

(ア) 当期の計算書類等に計上した繰延税金資産の金額

18,147 千円

(イ) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和8年3月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

(ア) 当期の計算書類等に計上した減損損失の金額 306 千円

(イ) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年3月に作成した次年度計画を基礎として算出しており、次年度計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は474,821千円で、その内訳は次のとおりです。

建 物	187,716 千円
構築物	54,857 千円
機械装置	220,348 千円
器具及び備品	11,900 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金2,520,000千円を為替決済、指定金融機関等の事務取扱に係る担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ・子会社に対する金銭債権の総額は、49,790千円です。
- ・子会社に対する金銭債務の総額は、131,699千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

開示対象となる金銭債権・債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額ははありません。危険債権額は24,208千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は24,208千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

(ア) 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高	102,461	千円
うち事業取引以外の取引高	480	千円
合 計	102,941	千円

(イ) 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高	8,690	千円
うち事業取引以外の取引高	3,557	千円
合 計	12,247	千円

(2) 減損に関する注記

(ア) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、業務用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。また、遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。

なお、本店及び農業関連施設等については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産のため、共用資産と認識しています。

当年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	場所	用途	減損損失	
				うち土地
遊休資産	長峰土地 (東近江市宮川町)	遊休	306	306

(イ) 減損損失を認識するに至った経緯

長峰土地の遊休資産は、帳簿価額が回収可能額を下回ったため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。

(ウ) 回収可能額の算定方法

長峰土地の回収可能額は、「正味売却価額」を採用しており、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(ア) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

(イ) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(ウ) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し企画審査室との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM 等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.25% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 21,705 千円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(エ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(ア) 金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず、(ウ)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	29,711,037	29,687,790	△23,248
有価証券	2,389,628	2,373,080	△16,548
満期保有目的有価証券	249,948	233,400	△16,548
其他有価証券	2,139,680	2,139,680	-
貸出金	4,739,530		
貸倒引当金 (注)	△ 1,948		
貸倒引当金控除後	4,737,582	4,632,826	△104,756
資産計	36,838,248	36,693,696	△144,552
貯 金	37,237,285	37,104,181	△133,104
負債計	37,237,285	37,104,181	△133,104

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

なお、時価を把握することが困難な場合は、上記の表から除いています。

(イ) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利 (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券の国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(ウ) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(ア)の金融商品の時価情報に含まれていません。

貸借対照表計上額 外部出資 967,563 千円

(エ) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	29,711,037	-	-	-	-	-
貸出金 (注1, 2)	473,073	409,154	391,056	361,415	338,240	2,742,383
有価証券	-	-	100,000	-	-	3,000,000
満期保有目的有価証券	-	-	-	-	-	300,000
その他有価証券	-	-	100,000	-	-	2,700,000
合 計	30,184,110	409,154	491,056	361,415	338,240	5,742,383

(注1) 貸出金のうち、当座貸越 30,308 千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権等 24,208 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(オ) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (注)	33,518,094	1,938,832	1,685,602	55,327	39,431	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(3) 有価証券に関する注記

(ア) 有価証券の時価及び評価差額に関する注記

① 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	債 券	249,948	233,400	△ 16,548
	国 債	99,150	93,100	△ 6,050
	地方債	50,830	50,830	-
	特別法人債	99,968	89,470	△ 10,498
合 計		249,948	233,400	△ 16,548

② その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	債 券	2,139,680	2,718,107	△ 578,427
	国 債	884,660	1,145,904	△ 261,244
	地方債	579,290	659,297	△ 80,007

貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	政府保証債	238,520	316,820	△ 78,300
	特別法人債	138,640	200,000	△ 61,360
	公社債	298,570	396,086	△ 97,516
	小 計	2,139,680	2,718,107	△ 578,427
合 計		2,139,680	2,718,107	△ 578,427

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

(イ) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益
債 券	101,710	1,729
地方債	101,710	1,729
合 計	101,710	1,729

(ウ) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当事業年度における減損処理額は、136,416千円（うち、その他有価証券 87,246千円）です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や保有期間等により判断しております。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国農業協同組合役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	113,614
退職給付費用	28,909
退職給付の支払額	△3,490
確定給付年金制度への拠出金	<u>△10,043</u>

期末における退職給付引当金	128,990
---------------	---------

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	372,754
年金資産	<u>△243,764</u>
未積立退職給付債務	<u>128,990</u>
退職給付引当金	128,990

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で算定した退職給付費用	28,909
----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,499千円を含めて計上しています。なお、当組合が、翌年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は25,780千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
----------	---------

賞与引当金	4,507
退職給付引当金	36,529
役員退職慰労引当金	2,823
未払費用	703
特例業務負担金	7,296
固定資産減損損失	9,796
未払事業税	1,915
有価証券減損損失	38,606
組合員利用促進奨励金	4,311

債権償却	425
その他有価証券評価差額（評価損）	163,695
その他	<u>417</u>
繰延税金資産小計	271,024
評価性引当金	<u>△252,877</u>
繰延税金資産合計	18,147

（２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

税引前当期損失のため記載を省略しております。

８．収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（５）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

５．剰余金処分計算書

（単位：千円）

科 目	令和６年度	令和７年度
１ 当期末処分剰余金	137,333	116,880
計	137,333	116,880
２ 剰余金処分額	27,573	35,591
（１） 利益準備金	7,000	－
（２） 任意積立金	306	30,306
うち施設改修等積立金	0	0
うち有価証券価格変動積立金	0	30,000
うち固定資産減損積立金	306	306
うち情報システム・DX対策積立金	0	0
（３） 出資配当金	5,225	5,285
（４） 事業分量配当金	15,042	－
４．次期繰越剰余金	113,585	81,289

（注）１．普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和６年度 １％ 令和７年度 １％

２．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための教育情報繰越額が含まれております。
令和５年度 5,000 千円 令和６年度 5,000 千円

(単位:千円)

目的積立金	積立目的	積立基準(積立目標額) 取崩基準	当期末残高	積立後残高
有価証券価格 変動積立金	有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるため積み立てる。	【積立基準】 有価証券の次年度計画期末帳簿合計残高の30/1000を積立目標とする。毎事業年度の積立額は理事会で決議し、剰余金処分案により総会決議を経て積み立てる。 【取崩基準】 時価の著しい下落に伴う評価損計上(減損処理)により、当期剰余金に重要な影響を与える場合に、決算期日に取り崩し、当該損失に充当する。	—	30,000
固定資産減損 積立金	減損会計の適用により減損損失を要する額(帳簿価格を回収可能額まで減損した場合に生じた費用相当額)を計画的に積み立てるため。	【積立目標額】 60,000千円とする。 【取崩基準】 減損会計を適用し、減損処理に要した額を取り崩すこととする。	59,694	60,000

3. 有価証券価格変動積立金の積立基準の変更

有価証券価格変動積立金については、有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるため積み立てております。

近年の金融環境の変化に伴い、有価証券運用における価格変動リスクが拡大していることから、将来的な評価損等の発生に備え積立基準の一部を変更します。なお、取崩基準等の変更はありません。

〔積立基準〕

有価証券の次年度計画期末帳簿合計残高の50/1000

6. 部門別損益計算書（令和7年度）

第61年度 【令和7年4月1日～令和8年3月31日】

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,176,429	308,763	135,387	405,204	325,009	2,066	
事業費用②	761,076	221,040	5,732	269,494	257,810	7,000	
事業総利益③ (①－②)	415,353	87,722	129,655	135,710	67,199	△ 4,934	
事業管理費④	509,427	132,015	82,606	186,299	69,503	39,005	
（うち減価償却費⑤）	37,297	2,006	873	29,071	5,138	208	
（うち人件費⑤）	366,160	91,386	70,956	119,652	49,660	34,506	
※うち共通管理費⑥		47,387	25,815	65,871	22,393	6,145	△ 167,610
（うち減価償却費⑦）		1,486	809	2,065	702	193	△ 5,255
（うち人件費⑦）		27,919	15,210	38,809	13,193	3,620	△ 98,751
事業利益⑧ (③－④)	△ 94,074	△ 44,292	47,050	△ 50,589	△ 2,303	△ 43,939	
事業外収益⑨	31,033	8,753	4,769	12,240	4,136	1,135	
※うち共通分⑩		8,753	4,769	12,240	4,136	1,135	△ 31,033
事業外費用⑪	4,088	1,141	622	1,638	539	148	
※うち共通分⑫		1,141	622	1,638	539	148	△ 4,088
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	△ 67,129	△ 36,680	51,197	△ 39,987	1,294	△ 42,953	
特別利益⑭	103	8	5	12	77	1	
※うち共通分⑮		8	5	12	4	1	△ 30
特別損失⑯	306	87	47	120	41	11	
※うち共通分⑰		87	47	120	41	11	△ 306
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	△ 67,332	△ 36,758	51,154	△ 40,096	1,330	△ 42,963	
営農指導事業分配賦額⑲		13,351	10,161	13,609	5,843	△ 42,963	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	△ 67,332	△ 50,109	40,993	△ 53,705	△ 4,513		

・※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 JA の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和 8 年 7 月 28 日
滋賀蒲生町農業協同組合
代表理事組合長 塩田 育弘

8. 会計監査人の監査

令和 6 年度及び令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	1,044,451	1,086,993	1,065,872	1,091,190	1,182,825
信用事業収益	225,025	235,550	240,113	244,926	310,026
共済事業収益	153,213	140,816	139,520	133,361	136,084
購買事業収益	451,268	487,923	469,429	504,564	505,071
販売事業収益	51,588	48,954	52,994	49,907	57,562
保管事業収益	16,432	2,671	13,132	11,851	10,116
利用・加工事業収益	136,772	162,626	141,744	138,416	155,294
指導事業収益	4,478	3,250	4,090	3,711	4,592
その他事業収益	5,675	5,203	4,850	4,454	4,080
経常利益	52,985	65,365	56,121	47,324	△67,129
当期剰余金	37,616	60,701	36,194	31,144	△92,186
出資金 （出資口数）	514,596 (514,596)	511,337 (511,337)	525,714 (525,714)	524,341 (524,341)	534,987 (534,987)
純資産額	2,357,182	2,267,181	2,197,882	1,993,609	1,754,916
総資産額	42,349,516	43,008,905	42,259,624	41,246,211	39,580,850
貯金等残高	39,468,101	40,217,489	39,503,630	38,600,147	37,237,285
貸出金残高	3,199,737	4,104,817	4,200,192	4,859,690	4,739,530
有価証券残高	2,825,260	2,886,890	2,684,239	2,566,674	2,389,628
剰余金配当金額	13,366	16,089	18,897	20,266	5,284
出資配当額	5,065	5,099	5,159	5,225	5,284
特別配当額	8,301	10,990	13,737	15,042	0
職員数	47	46	45	46	45
単体自己資本比率	19.42	19.60	19.91	21.89	20.77

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
資金運用収支	200,482	195,718	△4,764
役務取引等収支	2,270	2,471	201
その他信用事業収支	△5,065	10,784	15,849
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	197,519 (0.80)	87,721 (0.24)	△109,798
事業粗利益 (事業粗利益率)	530,805 (1.04)	420,273 (1.14)	△110,532
事業純益	43,290	△89,001	△132,291
実質事業純益	43,459	△89,001	△132,460
コア事業純益	43,459	△89,001	△132,460
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	43,459	△89,001	△132,460

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	39,365,100	197,219	0.501	40,413,531	262,933	0.651
うち預金	31,757,443	133,841	0.421	30,631,986	189,160	0.617
うち有価証券	2,925,996	20,981	0.717	2,478,151	23,016	0.929
うち貸出金	4,681,661	42,397	0.906	4,799,610	50,757	1.057
資金調達勘定	38,729,830	21,207	0.055	37,919,359	66,563	0.176
うち貯金・定期積金	38,726,514	21,155	0.055	37,918,716	66,547	0.175
うち借入金	3,316	52	1.568	643	16	2.484
総資金利ざや	—	—	0.446	—	—	0.475

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯金貯蓄奨励金（要項）が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受 取 利 息	6,567	67,648
うち預金	1,106	55,319
うち有価証券	891	2,035
うち貸出金	4,570	8,360
支 払 利 息	9,319	45,585
うち貯金・定期積金	9,370	45,392
うち借入金	△51	△36
差引	△2,752	22,063

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯金奨励金（要項）が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
流 動 性 貯 金	12,185,013 (31.5)	12,518,938 (32.4)	333,925
定 期 性 貯 金	26,410,759 (68.4)	26,086,316 (67.6)	△324,443
そ の 他 の 貯 金	4,374 (0.0)	2,091 (0.0)	△2,283
合 計	38,600,146 (100.0)	38,607,345 (100.0)	7,199

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
定 期 貯 金	25,935,321 (100.0)	25,748,019 (100.0)	△187,302
うち固定金利定期	25,933,333 (100.0)	25,745,753 (100.0)	△187,580
うち変動金利定期	1,988 (0.0)	2,265 (0.0)	277

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(1) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
手 形 貸 付	13,493	18,758	5,265
証 書 貸 付	4,651,367	4,839,749	188,382
当 座 貸 越	27,712	26,084	△1,628
合 計	4,692,573	4,884,591	192,019

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
固定金利貸出	2,863,789 (58.9)	2,793,086 (57.1)	△70,703
変動金利貸出	1,967,080 (40.4)	2,065,421 (42.2)	98,341
そ の 他	28,819 (0.5)	26,084 (0.5)	△2,735
合 計	4,859,689 (100.0)	4,884,592 (100.0)	24,903

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯金・定期積金等	36,539	43,240	6,700
その他担保物	15,899	14,732	△1,167
小 計	52,439	57,972	5,533
農業信用基金協会保証	2,170,185	2,177,779	7,593
その他保証	759,621	786,129	26,508
信 用	1,877,443	1,717,648	△159,794
合 計	4,859,689	4,739,529	△120,159

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
設 備 資 金	4,337,028 (89.5)	4,167,113 (87.8)	△169,915
運 転 資 金	522,661 (10.5)	572,416 (12.2)	49,755
合 計	4,859,689 (100.0)	4,739,529 (100.0)	△120,160

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農 業	386,819 (7.9)	348,783 (7.3)	△38,035
林 業	1,416 (0.0)	1,245 (0.0)	△170
水 産 業	1,240 (0.0)	314 (0.0)	△925
製 造 業	169,463 (3.4)	144,528 (3.0)	△24,935
建 設 ・ 不 動 産 業	125,155 (2.5)	112,305 (2.3)	△12,850
電気・ガス・熱供給水道業	16,459 (0.3)	14,806 (0.3)	△1,653
運 輸 ・ 通 信 業	123,331 (2.5)	103,959 (2.1)	△19,371
金 融 ・ 保 険 業	3,861 (0.0)	2,265 (0.0)	△1,596
卸売・小売・サービス業・飲食業	252,050 (5.1)	233,798 (4.7)	△18,250
地 方 公 共 団 体	1,822,352 (37.4)	1,665,539 (35.1)	156,813
そ の 他	1,957,538 (40.2)	2,111,983 (44.5)	154,445
合 計	4,859,689 (100.0)	4,739,529 (100.0)	△120,159

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
穀 作	237,076	205,646	△31,430
野 菜 ・ 園 芸	33	-	△33
そ の 他 農 業	174,282	173,288	△994
合 計	411,391	378,934	△32,457

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。このため「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	224,842	185,700	△39,142
農 業 制 度 資 金	186,549	193,234	6,685
うち農業近代化資金	185,570	192,926	7,356
うちその他制度資金	979	308	△671
合 計	411,391	378,934	△32,457

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで JA が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	令和6年度	73	73	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－
危 険 債 権	令和6年度	－	－	－	－	－
	令和7年度	24,208	－	24,208	－	－
要 管 理 債 権	令和6年度	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－
	三月以上延滞 債権	令和6年度	－	－	－	－
		令和7年度	－	－	－	－
	貸出条件緩和 債権	令和6年度	－	－	－	－
		令和7年度	－	－	－	－
小 計	令和6年度	73	73	－	－	－
	令和7年度	24,208	－	24,208	－	－
正 常 債 権	令和6年度	4,861,073				
	令和7年度	4,716,923				
合 計	令和6年度	4,861,146				
	令和7年度	4,741,131				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,929	3,097	-	2,929	3,097	3,097	1,948	-	3,097	1,948
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2,929	3,097	-	2,929	3,097	3,097	1,948	-	3,097	1,948

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	3	1062	3	1,674
	金 額	350,547	381,698	314,944	544,537
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑 為 替	件 数	6	18	19	3
	金 額	325,488	941,863	978,294	51
合 計	件 数	9	1,080	362	1,677
	金 額	676,035	1,323,561	1,293,238	544,588

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
国 債	1,012,040	1,245,770	233,730
地 方 債	899,501	710,346	△189,155
政府保証債	318,839	317,035	△1,804
そ の 他 社 債	695,615	696,490	875
合 計	2,925,996	2,969,641	43,645

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

② 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 6 年度								
国 債	-	-	-	-	-	894,310	-	894,310
地 方 債	-	-	100,830	-	-	622,400	-	723,230
政府保証債	-	-	-	-	-	266,130	-	266,130
特別法人債	-	-	-	-	93,760	61,300	-	155,060
公 社 債	-	-	-	-	-	327,980	-	327,980
令和 7 年度								
国 債	-	-	-	-	-	884,660	-	884,660
地 方 債	-	99,570	-	-	179,300	300,420	-	579,290
政府保証債	-	-	-	-	-	238,520	-	238,520
特別法人債	-	-	-	-	-	138,640	-	138,640
公 社 債	-	-	-	-	-	298,570	-	298,570

(5) 有価証券等の時価情報等

③ 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	特別法人債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	99,150	93,100	△6,050
	地 方 債	100,000	65,460	△34,540	50,830	50,830	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	特別法人債	99,964	93,760	△6,204	99,968	89,470	△10,498
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	199,964	159,220	△40,744	249,948	233,400	△16,548
合 計		199,964	159,220	△40,744	249,948	233,400	△16,548

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	100,830	99,996	834	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	特別法人債	-	-	-	-	-	-
	小 計	100,830	99,996	834	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	894,310	1,096,335	△202,025	884,660	1,145,904	△261,244
	地 方 債	622,400	699,484	△77,084	579,290	659,297	△80,007
	政府保証債	266,130	317,790	△51,660	238,520	316,820	△78,300
	特別法人債	155,060	200,000	△44,940	138,640	200,000	△61,360
	公 社 債	327,980	395,773	△67,793	298,570	396,086	△97,516
	小 計	2,265,880	2,709,382	△443,503	2,139,680	2,718,107	△578,427
合 計		2,366,710	2,809,378	△442,668	2,139,680	2,718,107	△578,427

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件数	保有高	件数	保有高
生命系	終 身 共 済	2,378	21,424,685	2,367	20,330,390
	定期生命共済	54	507,700	55	502,400
	養老生命共済	1,158	4,585,119	1,091	4,027,459
	うちこども共済	934	2,580,100	919	2,449,300
	医 療 共 済	2,136	96,050	2,113	81,050
	が ん 共 済	539	48,500	566	47,000
	定期医療共済	59	165,800	53	147,100
	介 護 共 済	339	1,039,117	340	987,681
	認知症共済	13	-	13	-
	生活障害共済	119	-	122	-
	特定重度疾病共済	153	-	151	-
	年 金 共 済	1,458	20,000	1,426	20,000
建 物 更 生 共 済		2,647	33,879,489	2,572	32,934,310
合 計		11,053	61,766,461	10,869	59,077,391

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	2,136	7,212	2,113	6,621 163,880
が ん 共 済	539	3,250	566	2,890 8,410
定期医療共済	59	310	53	276
合 計	2,734	10,772	2,732	9,787 172,290

(注) 医療共済およびがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	317	1,233,582	340	1,289,664
認 知 症 共 済	14	26,000	13	23,500
生活障害共済 (一時金型)	88	448,000	101	558,000
生活障害共済 (定期年金型)	26	33,400	21	27,900
特定重度疾病共済	149	139,600	151	142,600
合 計	594	1,880,582	626	2,041,664

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています
金額は介護共済は年度末の介護共済金額、認知症共済は認知症共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	1,180	782,374	1,140	737,981
年 金 開 始 後	278	126,896	286	137,949
合 計	1,458	909,271	1,426	875,931

(注) 金額は年金年額 (利率変動型年金にあっては、最低保証年金額) です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	3,719,400	3,379	3,915,850	3,928
自 動 車 共 済		151,937		162,023
傷 害 共 済	13,732,000	7,079	13,509,700	6,837
賠 償 責 任 共 済		840		841
自 賠 責 共 済		17,158		17,022
合 計	17,451,400	180,395	17,425,550	190,653

(注「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類			令和 6 年度	令和 7 年度
生産資材	肥 料		157,621	152,249
	農 薬		60,397	62,125
	資 材		50,262	33,834
	計		268,280	248,208
生活物資	食 品	米	42,189	70,776
		一 般 食 品	4,103	3,425
	燃 料		172,886	163,885
	耐 久 消 費 財		461	387
	葬 祭 用 具		27,097	24,810
	雑 貨		28,277	32,640
	計		275,013	295,923
	合 計		543,293	544,131

* 損益計算書の購買品供給高は収益認識会計基準を適用しているため、上記の取扱高と一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
米	627,002	805,239
小 麦	55,126	52,225
大 豆 ・ 小 豆	102,357	157,804
野菜(果実、花きを含む)	59,431	55,864
直 売 所	(18,390)	(18,051)
畜 産 物	-	-
合 計	845,882	1,071,132

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
直売所	6,374	15,007
合 計	6,374	15,007

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	保 管 料	7,825	7,033
	その他の収益	4,026	3,083
	計	11,851	10,116
費 用	その他の費用	4,655	5,207
	計	4,655	5,207
差 引 計		7,196	4,909

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	カントリー施設	47,888	67,354
	育 苗 事 業	50,977	51,803
	そ の 他 利 用	3,604	5,441
	葬 祭 事 業	32,683	26,524
	観 光 事 業	139	266
	計	135,292	151,388
費 用	カントリー施設	29,203	31,634
	育 苗 事 業	30,637	28,656
	そ の 他 利 用	1,699	2,956
	葬 祭 事 業	13,354	12,467
	計	74,893	75,713
差 引 計		60,399	75,675

4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 入	賦 課 金	227	224
	実 費 収 入	1,509	1,668
	指 導 雑 収 入	1,974	2,700
	計	3,711	4,592
支 出	営農改善指導費	3,591	3,561
	生活文化改善指導費	1,610	2,111
	営農組織指導費	635	714
	農 政 活 動 費	500	500
	広 報 活 動 費	2,915	3,301
	指 導 雑 費	2,799	3,036
	計	12,050	13,221
差 引 計		△8,339	△ 8,629

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.11	0.17	0.06
資本経常利益率	2.37	3.58	1.21
総資産当期純利益率	0.07	0.22	0.15
資本当期純利益率	1.56	4.92	3.36

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯貸率	期 末	12.52	12.60	0.08
	期中平均	12.08	12.60	0.52
貯証率	期 末	7.88	7.91	0.03
	期中平均	7.55	7.92	0.37

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,416,011	2,328,058
うち、出資金及び資本準備金の額	524,341	535,319
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	1,912,027	1,799,574
うち、外部流出予定額 (△)	20,266	5,285
うち、上記以外に該当するものの額	423	1,550
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,239	2,037
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,239	2,037
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	2,419,249	2,330,096
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		

項 目		令和6年度	令和7年度
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)		
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））	(ハ)	2,419,249	2,330,096
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		10,748,312	10,888,154
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		10,747,891	10,888,154
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			－
勘定間の振替分			－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,013,384	326,468
フロア調整額			－
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	12,090,84	11,214,623
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		21.89%	20.77%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。

2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

④ 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	68,027			82,777		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,097,437			1,246,279		
	外国の中央政府及び中央銀行向け						
	国際決済銀行等向け						
	我が国の地方公共団体向け	2,725,247			2,380,331		
	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
	国際開発銀行向け						
	地方公共団体金融機構向け						
	我が国の政府関係機関向け	514,524	19,596	784	513,867	19,628	785
	地方三公社向け	200,283	40,057	1,602	200,283	40,057	1,602
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	31,561	6,312	252	36,475	7,297	292
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	31,561	6,312	252	36,475	7,297	
	カバード・ボンド向け						
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	349,967	109,573	4,383	347,348	106,950	4,278
	（うち特定貸付債権向け）						
	中堅中小企業等向け及び個人向け	233,802	162,370	6,495	315,827	230,532	9,221
	（うちトランザクター向け）	20	9		9	41	2
	不動産関連向け	584,154	340,128	13,605	511,447	302,950	12,118
	（うち自己居住用不動産等向け）	584,154	340,128	13,605	511,447	302,950	12,118
	（うち賃貸用不動産向け）						
	（うち事業用不動産関連向け）						
	（うちその他不動産関連向け）						
	（うちADC向け）						
	劣後債権及びその他資本性証券等						
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,150	1,540	62	6,047		
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				24,324	24,324	973
	取立未済手形	3,529	706	28	3,522	704	28
	信用保証協会等による保証付	2,170,970	212,984	8,519	2,178,703	212,812	8,512
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
	株式等	69,322	69,322	2,773			
	共済約款貸付						

上記以外	1, 049, 961	2, 417, 060	96, 682	917, 047	2, 291, 733	91, 670
(うち重要な出資のエクスポージャー)						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	898, 310	2, 245, 775	89, 831	898, 310	2, 245, 775	89, 831
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	13, 089	32, 723	1, 309	18, 147	45, 368	1, 815
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポージャー)	138, 562	138, 562	5, 542	590	590	24
証券化						
(うち STC 要件適用分)						
(短期 STC 要件適用分)						
(うち不良債権証券化適用分)						
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)						
再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
(うちルックスルー方式)						
(うちマンドート方式)						
(うち蓋然性方式 250%)						
(うち蓋然性方式 400%)						
(うちフォールバック方式)						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を運用するエクスポージャー計						
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)						
中央清算期間関連エクスポージャー						
合計 (信用リスク・アセットの額)	41, 699, 544	10, 748, 312	429, 933	40, 029, 176	10, 742, 492	429, 700

マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	マーケット・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	10,748,312	429,933	10,742,492	429,700

⑤ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額	1,925	3,265
オペレーショナル・リスクに対する所要自 己資本の額	963	26,117
B I	200,531	217,646
B I C	24,064	26,117

(単位：千円)

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバス ターズ・サービス・インク (Moody's)

S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別残高計		39,339,245	4,713,999	3,013,886	-	-	40,174,838	4,743,221	2,972,124	-	30,371
法人	農業	149,539	139,839	-	-	-	146,221	136,521	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	200,283	-	200,283	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	100,297	-	100,297	-	-	100,302	-	100,302	-	-
	運輸・通信業	714,720	-	714,720	-	-	714,063	-	714,063	-	-
	金融・保険業	32,224,682	-	-	-	-	29,765,106	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	8,550	-	-	-	42,468	42,468	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	1,097,437	-	1,097,437	-	-	3,623,184	1,665,707	1,957,477	-	-
	上記以外	1,389,676	1,857,909	1,101,432	-	-	136,217	136,181	1,101,432	-	-
個人		2,587,133	2,558,090	-	-	-	2,762,343	2,762,343	-	-	24,596
その他		1,075,761	149,611	-	-	-	2,684,650	-	-	-	5,775
業種別残高計		39,339,245	4,713,999	3,013,886	-	-	40,174,838	4,743,221	2,972,124	-	30,371

1年以下	31,444,270	99,684	-	-		29,841,244	79,624	-	-	
1年超3年以下	150,148	150,148	-	-		221,577	121,138	100,438	-	
3年超5年以下	322,501	222,064	100,437	-		199,352	199,352	-	-	
5年超7年以下	752,185	752,185	-	-		735,121	735,121	-	-	
7年超10年以下	479,645	278,767	200,878	-		772,079	372,246	399,833	-	
10年超	5,967,430	3,254,859	2,712,571	-		5,542,329	3,070,476	2,471,853	-	
期限の定めのないもの	1,046,959	74,572	-	-		2,863,135	165,262	-	-	
残存期間別残高計	41,699,544	4,832,301	3,013,886	-		40,174,838	4,743,221	2,972,124	-	30,371

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3,066	3,239	-	3,066	3,239	3,239	2,037	-	3,239	2,037
個別貸倒引当金	9,707	6,868	-	9,707	6,868	6,868	5,775	-	6,868	5,775

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内計		9,707	6,868	-	9,707	6,868		6,868	5,775	-	6,868	5,775	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	9,707	6,868	-	9,707	6,868	-	6,868	5,775	-	6,868	5,775	-	-
業種別計	9,707	6,868	-	9,707	6,868	-	6,868	5,775	-	6,868	5,775	-	-

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適 用後		リスク・ウェイトの 加重平均値		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ウェイトの 加重平均値	
		オ・バラン ス資産項 目	オ・バラン ス資産項 目	オ・バラン ス資産項 目	オ・バラン ス資産項 目			オ・バラン ス資産項 目	オ・バラン ス資産項 目	オ・バラン ス資産項 目	オ・バラン ス資産項 目		
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	68,026		68,026		0	0	82,777		82,777		0	
我が国の中央政府及び中央銀行 向け	0	1,097,436		1,097,436		0	0	1,246,279		1,246,279		0	
外国の中央政府及び中央銀行向 け	0～150												
国際決済銀行等向け	0												
我が国の地方公共団体向け	0	2,725,247		2,725,247		0	0						
外国の中央政府等以外の公共部 門向け	20～ 150												
国際開発銀行向け	0～150												
地方公共団体金融機構向け	10～20							2,380,331		2,380,331		0	
我が国の政府関係機構向け	10～20	514,524		514,524		19,596	4	513,867		513,867		19,628	4
地方三公社向け	20	200,283		200,283		40,056	20	200,283		200,283		40,057	20
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	20～ 150	31,561,479		31,561,479		6,312,295	20	29,761,584		29,761,584		5,952,317	20
（うち第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け）	20～ 150												
カバード・ボンド向け	10～ 100												
法人等向け（特定貸付債権向け を含む）	20～ 150	349,967		349,967		109,572	31	300,498		300,498		60,100	20
（うち特定貸付債権向け）	20～ 150												
中堅中小企業等向け及び個人向 け	45～ 100	233,264	5,579	204,307	557	162,379	79	173,108	6,800	142,256	680	105,717	74

(うちトランザクター向け)	45		200		20	9	45		900		90		
不動産関連向け	20～150	584, 154		583, 081		340, 127	58		379, 948		379, 343		261, 902 69
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	584, 154		583, 081		340, 127	58		379, 948		379, 343		261, 902 69
(うち賃貸用不動産向け)	30～150												
(うち事業用不動産関連向け)	70～150												
(うちその他不動産関連向け)	60												
(うちADC向け)	100～150												
劣後債権及びその他資本性証券等	150												
延滞等向け（自己居住用不動産向けを除く）	50～150	1, 782		1, 026		1, 539	150		24, 324		24, 324		24, 324 1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100												
取立未済手形	20	3, 528		3, 528		705	20		3, 522		3, 522		704 20
信用保証協会等による保証付	0～10	2, 170, 970		2, 129, 839		212, 984	10		2, 178, 703		2, 128, 115		212, 812 10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10												
株式等	250～400	69, 321		69, 321		69, 321	100		59, 553		59, 553		77, 419 130
共済約款貸付	0												
上記以外	100～1250	2, 112, 633	0	2, 112, 633	0	3, 479, 732	165		9, 700		9, 700		12, 610 130
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250												
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400												
(うち農林中央金庫の対象資	250	898, 310		898, 310		2, 245, 775	250		898, 310		898, 310		2, 245, 775 250

本調達手段に係るエクスポージャー													
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	13,089		13,089		32,723	250	18,147		18,147		45,368	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250												
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150												
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,201,233	0	1,201,233	0	1,201,233	1	1,471,000		1,471,000		1,471,000	1
証券化	-												
(うち STC 要件適用分)	-												
(短期 STC 要件適用分)	-												
(うち不良債権証券化適用分)	-												
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-												
再証券化	-												
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-												
未決済取引	-												
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-												
合計 (信用リスク・アセットの額)	-					10,748,312		40,021,427	19,733	39,936,717	1,973	10,740,918	27

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和6年度								令和7年度											
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）								信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）											
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,097,437						1,097,437	1,246,279	0			0			1,246,279					
外国の中央政府及び中央銀行向け																				
国際決済銀行等向け																				
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計				
我が国の地方公共団体向け	2,725,247							2,725,247	2,380,331	0	0					2,380,331				
外国の中央政府等以外の公共部門向け																				
地方公共団体金融機関向け																				
我が国の政府関係機関向け	318,559	195,965						514,524												
地方三公社向け			200,238					200,283												
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計				
国際開発銀行向け																				
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	31,561,443							36	31,561,497	29,761,584				0				29,761,621		
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計		
カード・ボンド向け																				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	300,493					49,474				349,967						300,498				347,348
（うち特定貸付債権向け）																				
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計								

劣後債権及びその他資本性証券等株式等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

株式会社地域経済 活性化支援機構等 による保証付 共済約款貸付												

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ラン ス資産 項目			オン・バ ラン ス資産 項目	オフ・バ ラン ス資産 項目		
40%未満	38,811,263			38,746,486	37,011,917	19,733	10	36,799,690
40%～70%	451,565	200	10	450,772	0	0		0
75%	117,053	5,010	10	112,026	43,242	0		43,236
80%					0	0		0
85%	7,355			7,250	0	0		0
90%～100%	121,925	369	10	121,419	212,180	0		210,468
105%～130%					127,511	0		125,782
150%	1,026			1,026	419,512			372,057
250%	69,321			69,321	0	0		0
400%					0	0		0
1250%					0	0		0
その他	473			323	30,456			
合計	39,579,984	5,579	10	39,508,627	37,844,820	19,733	10	37,551,234

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。
信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人

とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	318,559	-	-	317,589	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	13,300	-	-	-	-	-
抵当権住宅ローン	-	32,684	-	-	30,425	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	13,300	351,243	-	-	348,014	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法 (SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。) の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に CVA カバー取引が対象となります。

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要 (CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当 J A は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動、システムの不備、または外的な要因によって損失を被るリスクのことをいいます。当 J A では、信用・市場・流動性リスクなどの能動的リスクに対して、オペレーショナル・リスクは受動的に発生するリスクとして捉え、以下の方針・手続により管理しています。

【リスク管理体制】

当 J A では、「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの分類、管理体制および仕組み等の基本的

体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切なバランスを重視しつつ、リスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等のリスクへの対応も重要課題として位置づけ、リスクに応じた対応策を適切に講じています。

【オペレーショナル・リスク管理規程等】

- ・定義および基本的考え方の明確化
- ・管理体制の整備（会議体、担当部門・部署の明確化）
- ・関連規程・マニュアルの整備

【オペレーショナル・リスクの総合的な管理】

オペレーショナル・リスクを体系的に把握・管理するため、内部監査や監事監査の対象とするとともに、事務ミスや事故の発生時には速やかな報告・再発防止策を講じる体制を整えています。

【事務リスク管理】

業務の多様化に対応すべく、事務マニュアルを整備し、自主検査・自店検査によるチェック体制を構築しています。事故・ミスの発生時には迅速に改善を図り、内部監査によるフォローを実施しています。

【システムリスク管理】

コンピュータシステムの障害や不正使用に伴うリスクについては、安定的な稼働を確保するため、「緊急時対応マニュアル」等を整備し、災害・障害時にも適切に対応できる体制を構築しています。

【その他のオペレーショナル・リスク管理】

法務リスクや人的リスク、外部委託リスクなども含め、オペレーショナル・リスクとして網羅的に認識・管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリ

オの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総代会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	9,700	9,700	9,700	9,700
合 計	9,700	9,700	9,700	9,700

(注) 「時価評価額」については、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	442,668	-	578,427

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
53,430	-	80,990	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎に IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当取引なし。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\Delta E V E$) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

該当取引なし。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金と有価証券の増加によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる

△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	227	302	10	19
2	下方平行シフト	0	0	13	9
3	スティープ化	252	308		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	43	48		
7	最大値	252	308	13	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,330		2,436	

Ⅶ 役員等の報酬体系

1. 役員

1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示（農林水産省告示第 843 号）に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬（注2）	退職慰労金（注3）
対象役員（注1）に対する報酬等	16,567	2,040

（注1）対象役員は、理事13名、監事3名です。

（注2）基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれておりません。

(注3) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

2. 職員等

1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当 JA の職員であつて、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当 JA の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和7年度に当 JA の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和7年度において当 JA の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3. その他

当 JA の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり、過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

Disclosure 2026

